

資 料

1 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年12月6日 法律第147号)

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に係る基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

2 部落差別の解消の推進に関する法律

(平成28年12月16日 法律第109号)

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

3 福岡県部落差別の解消の推進に関する条例

(平成31年福岡県条例第6号)

第一章 部落差別の解消の推進

(目的)

第一条 この条例は、現在もなお差別落書きや差別につながる土地の調査などの部落差別が存在すること及びインターネットの普及をはじめとした情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成二十八年法律第九号。以下「法」という。）の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにし、相談体制の充実、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止等について必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、国及び市町村との連携を図り、施策を講ずる責務を有する。

(相談体制の充実)

第四条 県は、国との適切な役割分担を踏まえ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

(教育及び啓発)

第五条 県は、国との適切な役割分担を踏まえ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 県は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、法第六条の規定による国が行う調査に協力するとともに、必要に応じ、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

(意見の聴取)

第七条 知事は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、必要に応じ、学識経験者等をもって構成する協議会の意見を聴くものとする。

第二章 結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止

(趣旨)

第八条 県は、同和地区(歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。以下同じ。)に居住していること又は居住していたことを理由としてなされる結婚及び就職に際しての差別事象(以下「結婚及び就職に際しての部落差別事象」という。)の発生を防止することにより、部落差別の解消を推進するものとする。

(県の責務)

第九条 県は、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止し、部落差別の解消を推進するため、国及び市町村と協力して必要な教育及び啓発を行う責務を有する。

(県民及び事業者の責務)

第十条 県民及び事業者は、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止めについて、自ら啓発に努めるとともに、県が実施する施策に協力する責務を有する。

- 2 県民及び事業者は、結婚及び就職に際しての同和地区への居住に係る調査(以下「調査」という。)を行い、依頼し、又は受託する行為、調査に関する資料等を提供、教示又は流布する行為その他の結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生につながるおそれのある行為をしてはならない。

(指導及び助言)

第十一条 知事は、県民及び事業者に対し、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止する上で必要な指導及び助言をすることができる。

(申出)

第十二条 調査の対象とされた者又は当該調査の発生を知った者は、その旨を知事へ申し出ることができる。

(勧告等)

第十三条 知事は、事業者が調査を行い、依頼し、又は受託したと認めるときは、当該事業者に対し、当該調査を中止すべき旨並びに結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

- 2 知事は、前項の勧告を行うに当たり必要な限度において、事業者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。
- 3 知事は、事業者が第一項の規定による勧告に従わないとき又は前項の規定により必要な資料の提出若しくは説明を求めた場合においてこれを拒否したときは、その旨を公表することができる。
- 4 知事は、前項の公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対しその旨を通知し、当該事業者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

第三章 雑則

(解釈及び運用)

第十四条 この条例は、基本的人権の尊重の精神に基づいて、これを解釈し、及び運用するようにならなければならない。

(規則への委任)

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 宮若市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例

令和2年3月19日

条例第2号

宮若市あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例（平成18年宮若市条例第117号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）をはじめとする差別の解消を目的とした法令の理念にのっとり、部落差別をはじめ、障がい者、外国人への差別等あらゆる差別（以下「差別」という。）の解消を推進し、もって差別のないまちづくりを実現することを目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、前条の目的を達成するため、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、連携を図り、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政の全ての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

（市民の責務）

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努めるとともに、差別をなくすための施策に協力するものとする。

（相談体制の整備）

第4条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、差別に関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の整備に努めるものとする。

（教育及び啓発活動の充実）

第5条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、差別をなくすために必要な教育及び啓発活動を行うものとする。

（推進体制の充実）

第6条 市は、差別をなくすための施策を効果的に推進するため、国、県及び各種関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

（実態調査）

第7条 市は、差別をなくすための施策の実施に資するため、その実態に係る調査を行うものとする。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

5 計画策定の経過

年 月	会 議 等	内 容
令和3年 5月	事務局会議（31日）	推進体制等に関する協議
	計画策定に係る市長・教育長決裁	
6月	推進本部結成（8日）	
	策定委員推薦依頼（24日）	関係組織代表に推薦依頼（6/24～7/9）
7月	学識経験者訪問（9日）	担当者挨拶、打ち合わせ
	事務局会議（15日）	学識経験者提案内容に関する協議
	事務局会議（21日）	学識経験者との打ち合わせ
	事務局会議（28日、30日）	骨子・総論案に関する協議
8月	事務局会議（2日、3日、4日、5日、6日）	第1回 推進本部会議の内容に関する協議
	第1回 推進本部会議（4日）	推進体制、骨子・総論・体系表について
	第1回 策定委員会（10日）	委嘱状の交付、骨子・総論案について
	事務局会議（16日、17日、20日）	骨子・総論案の修正について
	策定委員訪問（18日）	今後の対応について
	委員長との打ち合わせ（19日）	各論素案、今後の進め方について
	第1回 幹事会（23日） ※メールでの書面開催	各論素案作成依頼
9月	事務局会議（8日、13日）	各論素案に関する協議
	第2回 幹事会（14日） ※メールでの書面開催	各論素案確認依頼
	第2回 推進本部会議（17日） ※メールでの書面開催	各論案確認依頼及び経過報告
	委員長との打ち合わせ（20日）	各論案、次回会議の進め方について
	策定委員訪問、会議資料配布（21日）	各論案、次回の進め方について
	10月	第2回 策定委員会（1日）
事務局会議（1日）		策定委員会の意見反映に関する協議
第3回 幹事会（6日） ※メールでの書面開催		各論修正依頼
第4回 幹事会（28日） ※メールでの書面開催		修正案確認依頼

年 月	会 議 等	内 容
令和3年 11月	委員長との打ち合わせ（1日）	各論案、次回会議の進め方について
	策定委員訪問、会議資料配布（10日）	骨子・総論・各論について
	第3回 策定委員会（12日）	骨子・総論・各論、パブコメについて
	事務局会議（22日）	策定委員会の意見反映に関する協議
	第3回 推進本部会議（22日） ※メールでの書面開催	原案確認依頼、パブコメについて
	第5回 幹事会（22日） ※メールでの書面開催	経過報告、前回計画との変更点の確認
	教育民生委員会（26日）	計画案概要、パブコメ実施の報告
12月	パブリックコメントの事前周知（1日～）	市ホームページ、市広報12月号掲載
	パブリックコメント開始（6日）	案の公表及び意見の募集（12/6～1/5）
	事務局会議（15日）	巻末資料、今後のスケジュールについて
令和4年 1月	パブリックコメント終了（5日）	
	事務局会議（5日）	第4回 推進本部会議の内容に関する協議
	第4回 推進本部会議（6日）	パブコメについて、基本計画の承認
	第4回 策定委員会 ※書面開催	パブコメの結果等について報告
	計画策定に係る市長・教育長決裁	
2月	定例 教育委員会会議（1日）	計画の策定について報告
	宮若市議会 定例会（4日）	計画の策定について市長報告
	教育民生委員会（8日）	計画の策定について報告

6 第2次宮若市人権教育・啓発基本計画策定要領

1. 趣旨

本市は、平成24年度から令和3年度までを計画期間とする宮若市人権教育・啓発基本計画を策定し、総合計画において掲げた「人権尊重社会の構築」のため、各種人権施策を進めてきた。

その宮若市人権教育・啓発基本計画が令和3年度をもって計画期間が終了となることから、現在まで取り組んできた人権教育及び啓発事業等の施策が、人権に関する意識状況や、人権課題の解決に対しどのような効果や影響をもたらしているのかを分析し、今後取り組むべき人権教育・啓発活動をより効果的に推進していくための、共通目標や行動指針を示した第2次宮若市人権教育・啓発基本計画を策定する。

2. 人権教育・啓発推進本部体制及び計画策定体制

(1) 人権教育・啓発基本計画策定委員会

策定委員は、学識経験者、社会教育委員、関係団体の代表者から宮若市・宮若市教育委員会が委嘱。本市の人権教育・啓発行政の指針となる基本計画に関する調査・研究を行うとともに、推進本部から示された案を基に基本計画の素案を策定し、推進本部に報告を行う。

(2) 宮若市人権教育・啓発推進本部

庁内の関係部署による人権教育・啓発推進本部を設置し、人権教育・啓発の推進に係わる総合的かつ基本的施策の意思決定機関として、基本計画の案を策定する。また、その案を基に計画策定委員会で策定された素案の内容を精査、協議を行い、その結果を市長に報告する。

(3) 幹事会

幹事会は、推進本部の補助機関として、人権教育・啓発に関係する部署の係長で組織し、取組状況及び課題の整理や、基本計画の原案づくりにむけて協議・検討を行う。

3. 市民参画

(1) 市民意識調査の実施

○令和2年度に市民を対象としたアンケート調査を実施し、結果報告書を作成した。
(調査人数：2,000人)

(2) パブリックコメントの実施

○広く市民の意見を取り入れるため、自治基本条例に基づき、基本計画についてパブリックコメントを実施する。

4. 策定スケジュール

別紙（省略）

5. その他

(1) 第2次宮若市総合計画及び各個別計画との整合

第2次宮若市人権教育・啓発基本計画は、第2次宮若市総合計画及び各個別計画との整合を図ることとする。

(2) 「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「福岡県人権教育・啓発基本指針（改定）」との整合

第2次宮若市人権教育・啓発基本計画は、「人権教育・啓発に関する基本計画」（法務省）及び「福岡県人権教育・啓発基本指針（改定）」を参照し、整合を図ることとする。

(3) 庶務

人権教育・啓発基本計画策定にかかる庶務は、社会教育課、保護人権課で処理する。

7 宮若市人権教育・啓発基本計画策定委員

(順不同敬称略)

所 属 等	氏 名
学識経験者((公財)福岡県人権啓発情報センター)	委員長 谷口 研二
部落解放同盟鞍手地区協議会	副委員長 篠原 茂
宮若市地域公民館連絡協議会	石原 正博
みんなですすむ「わらびの会」	市丸 信行
宮若市青少年育成市民会議	入江 操
宮若市小中学校校長会	花村 幸次郎
宮若市更生保護女性会	久場 伸子
宮若市社会教育委員会	毛利 幸子
宮若市自治会長会	小野 裕幸
直方人権擁護委員協議会	塩川 和之
宮若市身体障がい者福祉協会	下川 厚子
宮若市人権・同和教育研究協議会	北原 光昭
直方公共職業安定所	内田 勲
宮若市老人クラブ連合会	金川 学

事務局

保護人権課 人権福祉係	社会教育課 社会教育・文化推進係
-------------	------------------

8 宮若市人権教育・啓発推進本部

■宮若市人権教育・啓発推進本部要綱

平成22年5月31日
教育委員会告示第11号

(設置)

第1条 宮若市における人権教育・啓発に関する施策を総合的に企画・調整し、その効果的な推進を図るため、宮若市人権教育・啓発推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の事項を所掌するものとする。

- (1) 人権教育・啓発に関する基本計画の策定に関すること。
- (2) 人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進に関すること。
- (3) 人権教育・啓発に関する関係課との連絡調整に関すること。
- (4) その他人権教育・啓発の推進について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長には副市長を、副本部長には教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、教育長の指定する職にある職員をもって充てる。

(推進本部の運営)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、推進本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要に応じて本部員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事)

第6条 推進本部の事務を補佐するとともに、各部署の総合調整を行うため、幹事を置く。

- 2 幹事は、本部員の属する部署の職員のうちから本部長が指定した職員をもって充てる。
- 3 幹事会は、市長部局又は教育委員会の人権教育・啓発に関する事務の担当課長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、市長部局又は教育委員会の人権教育・啓発に関する事務の担当課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

■宮若市人権教育・啓発推進本部の構成

宮若市人権教育・啓発推進本部		宮若市人権教育・啓発推進本部幹事会	
本部長	副市長	幹 事	総務課長補佐
副本部長	教育長		健康福祉課長補佐
本 部 員	総務課長		土木建設課長補佐
	秘書政策課長		学校教育課長補佐
	まちづくり推進課長		教育総務課長補佐
	子育て福祉課長		秘書政策課政策推進係長
	健康福祉課長		まちづくり推進課地域振興係長
	産業観光課長		子育て福祉課子育て支援係長
	土木建設課長		子育て福祉課障がい者福祉係長
	教育総務課長		産業観光課商工振興係長
学校教育課長	学校教育課学校教育係長		
		社会教育課公民館・スポーツ振興係長	

事務局	保護人権課人権福祉係	社会教育課社会教育・文化推進係
-----	------------	-----------------

9 用語解説

本文中、※で示した語句について解説しています。

ア 行

○アウトティング

第三者が本人の意向を無視して勝手に秘密を暴露すること。とりわけ、本人は公にしていな
「性的マイノリティである」ということを、勝手に言いふらすこと。「(性的指向などの) これまで
秘密にしていたことを公にする」という点では、「カミングアウト」と似ていますが、「カミングア
ウト」はもっぱら本人による告白を意味することに対し、「アウトティング」は第三者が本人の了解
を得ずに言いふらすことを指す点に決定的な違いがあります。

○インターネットサービスプロバイダ

インターネットへの接続を提供する事業者のこと。プロバイダやISPなどと略して呼ばれる
ことが多く、日本では電気通信事業者の一つとして位置付けられています。

○HIV感染者

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染していることが確認されているが、エイズ（後天性免疫
免疫不全症候群）を発症していない状態の人のことをいいます。HIVによって引き起こされる
免疫不全症候群のことを特にエイズと呼んでいます。

○SNS

SNSは、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、趣味などを同じくする個人同士の
コミュニティーやネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのことで
す。参加するユーザー（利用者）が互いに自分の趣味や好み、日々のこと、社会生活のことなどを
公開することを通じて幅広いコミュニケーションを取り合うことを目的としたコミュニティー型
のWebサイトで、パソコンだけでなく、スマートフォンなどインターネットに接続できる様々
な機器で、いつでも、様々な場所で利用でき、利用者間のコミュニケーションを容易にしていま
す。

○SDGs（エス・ディー・ジーズ：持続可能な開発目標）

SDGs（SDGs：Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）とは、途上国の
開発目標を定めたミレニアム開発目標（Millennium Development Goals：MDGs）の後継とし
て、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための2
030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標
です。17のゴール（最終目標）と169のターゲット（具体目標）から構成され、地球上の「誰
一人取り残さない」ことを誓っています。ミレニアム開発目標（MDGs）とは異なり、先進国を
含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴です。

* 17のゴール

1. 貧困の撲滅
2. 飢餓撲滅、食料安全保障
3. 健康・福祉
4. 万人への質の高い教育、生涯学習
5. ジェンダー平等
6. 水・衛生の利用可能性
7. エネルギーへのアクセス
8. 包摂的で持続可能な経済成長、雇用
9. 強靱なインフラ、工業化・イノベーション
10. 国内と国家間の不平等の是正
11. 持続可能な都市
12. 持続可能な消費と生産
13. 気候変動への対処
14. 海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用
15. 陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性
16. 平和で包摂的な社会の促進
17. 実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化

カ 行

○基礎的環境整備

合理的配慮の基礎となる環境整備のことです。例えば、図書館においては点字図書や音声案内、多目的トイレ、そして人的な支援などもあげられます。合理的配慮は、このような基礎的環境整備をいかして、個々のニーズに合わせて行われます。

○グローバル・シチズンシップ

まず、「グローバル」は、地球全体の、世界的な、全体的な、包括的などという意味を持ち、続く「シチズンシップ」は、市民権を意味する単語です。グローバル・シチズンシップとは、「地球市民」と訳され、自分のアイデンティティが地理や政治的境界を超え、責任や権利がより広いクラスである「人類」のメンバーシップから派生するという考えです。一部の人々にすべての決定を委ねるのではなく、多様性の中で様々な社会・文化を生きる人とともに自らの意思で積極的に社会に参画しよう、私たちの地球の未来を創ろうという考えであるといえます。

○ゲストティーチャー

ゲストティーチャーとは、学校の授業などに招かれた一般市民の指導者のことをいいます。様々な知識や経験を持つ人が語る言葉は、「生きた情報」「本物の体験」として受けとめられ、学びを深めるのに役立ちます。

○合理的配慮

障がいのある人から、社会的障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示された場合に、障がいのない人と同等の機会や待遇が確保され、又は同等の権利を行使できるよう、障がいのある人の状態やニーズ、その時の場面や状況に応じて行う必要かつ適切な現状の変更又は調整のことで、例えば、意思の疎通を図るためにタブレット端末や写真カード、筆談、読み上げなどを用いる、会場などで障がいの特性に応じた席の位置取りを行う、段差がある場合に補助する、高い所にある商品を取って渡すなど、個々のニーズや場面によって配慮の内容は様々です。

○子育てサロン

宮若市が運営している子育てサロンは1か所で、福岡県立鞍手竜徳高等学校の施設を利用して、妊婦さんや未就園児までのお子さんとその家族を対象に、開設日に遊びの場や交流の場を設けています。この子育てサロンでは、学校の授業の一環で、生徒が子育てサロンに参加して交流しているのが特徴です。赤ちゃんや子どもと触れ合うことで、学生が妊婦さんや小さなお子さん連れの方に対する配慮や育児に対する理解を深められるという側面もあります。

○子育て支援センター

子育て支援センターは宮若市内に3か所あり、地域の子育て支援の拠点となる次のような活動を実施しています。

- ・地域における子育て中の親子の交流の場の提供。
- ・子育てに関する相談や一時預かり保育などの支援。
- ・子育てに関する講演会や親子ふれあいイベントの開催。

サ 行

○ジェンダー

ジェンダーとは、社会的・文化的な役割としての「男女の性」を意味します。人間社会における心理的・文化的な性別、社会的な役割としての男女のあり方、「男らしさ」「女はこうあるべき」といった通念を意味する言葉。しばしば、身体的特徴としての性別と対比されます。

○ジェンダー表現

ジェンダー表現は、容姿、しぐさ、言葉づかい、行動をはじめとするアイデンティティの外的な表現のうち、社会においてジェンダーと結びつけられているものを指し、特に「女らしさ」や「男らしさ」に関連した表現を指します。

○ジェンダー平等

ジェンダー平等とは、一人ひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができることを意味しています。男性と女性は、身体づくりは違いますが、平等です。しかし、今の社会では、男性に向いている役割や責任、女性に向いている役割や責任など、個人の希望や能力ではなく「性別」によって生き方や働き方の選択肢や機会が決められてしまうことがあります。そこで、一人ひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を創るため

の取組が行われています。同時に、「女の子だから」「女性だから」という理由で直面する障壁を取り除き、自分の人生を自分で決めながら生きるための力を身につける取組（エンパワーメント）も行われています。「ジェンダーの平等と女性のエンパワーメント」は、SDGsの重要なテーマで、また、日本では「男女共同参画社会基本法」で21世紀の最重要課題と位置付けられています。

○持続可能な開発のための2030アジェンダ

誰一人取り残さない、多様性と包摂性のある持続可能な社会の実現のため、2015年から2030年までの長期的な指針として、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された文書で、序文、政治宣言、持続可能な開発目標、実施手段、フォローアップ・レビューで構成されています。この文書の中核を成す「持続可能な開発目標」をSDGsと呼んでいます。

○情報モラル

人が情報を扱う上で求められる道德のことで、特に情報機器や通信ネットワークを通じて社会や他者と情報をやり取りするにあたり、危険を回避し、責任ある行動ができるようになるために身に付けるべき基本的な態度や考え方のことです。

○スクールカウンセラー

学校内において児童や生徒、その保護者に対して、臨床心理に関する専門知識をいかしながらサポートしていく専門家。様々な心の問題を抱える人たちを、専門的な知識や技法を使って支援する役割を担っています。近年のいじめの深刻化や不登校児童生徒の増加などを背景として、相談体制やカウンセリング機能の充実を図るため、学校への配置や派遣が進められています。

○性的指向 (Sexual Orientation)・性自認 (Gender Identity)

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念をいいます。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を指します。

性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念です。「こころの性」と呼ばれることもあります。多くの方は、性自認（こころの性）と生物学的な性（からだの性）が一致していますが、この両者が一致しないために違和感を覚える人もいます（性同一性障害）。

○成年後見制度

認知症の人、知的障がいのある人及び精神障がいのある人などを保護するため、家庭裁判所の審判に基づき成年後見人、保佐人、補助人などから援助を受ける制度。

○セクシュアル・ハラスメント

性差別の具体的な現れとして、職場や学校などで起きる性的な嫌がらせのこと。セクハラと略称されます。相手の意に反した性的な性質の言動であり、身体への不必要な接触・性関係の強要・性的な噂の流布・衆目に触れる場所でのわいせつな写真の掲示などのほか、相手が不快と感じる、

相手の容姿に関する発言等も含まれます。本人は褒めているつもりや心配しているつもの声掛け（例えば「可愛いね」「色っぼいね」「まだ結婚しないの」「彼氏はいるの」など）も、相手が不快に感じればセクハラに当たります。男性から女性に対してだけではなく、女性から男性へも、同性間でもセクハラはあります。

タ 行

○ODV（ドメスティック・バイオレンス）

DVはドメスティック・バイオレンスの略称で、配偶者（事実婚を含む）や配偶者であった者、また生活の本拠を共にする交際相手からの暴力に加え、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力です。一般的には夫婦や恋人など親密な間柄にあるパートナー間においての身体的・精神的・性的な暴力を指します。被害者は女性に限りません。

ナ 行

○ノーマライゼーション

ノーマライゼーションは、「標準化」「正常化」という意味を持ち、それまで特別に行われていたものを一般化していくという考え方を示します。社会福祉の分野において、障がいの有無や年齢などによって区別や特別視されることなく、すべての人が自分の意志で社会に参画できる状況や意識を当然のものとして、生活や権利の保障されたバリアフリーな環境や社会にしていこうとする考え方のことです。

ハ 行

○ハラスメント

ハラスメントとは「嫌がらせ」や「いじめ」などと同等の行為です。広義には「人権侵害」を意味し、言動などによって相手に不快感や不利益を与え、その人の尊厳を傷つけることをいいます。与えるダメージが身体的なものでも精神的なものでもハラスメントに当たります。

○バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること又は除去した状態という意味で、もともと住宅建築用語で使われ始め、公共の建物や道路、個人の住宅等において、高齢者や障がいのある人等の利用に配慮し、段差等の物理的な障壁の除去をいうことが多いですが、より広義に、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁（バリア）の除去という意味でも用いられます。

○パワーハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為のこと。「パワーハラ」と略称されます。

○フィルタリング

インターネットで一般的なフィルタリングとは、「閲覧できないようにする」「不要な情報を遮

断する」など、何らかの意図をもって、一定条件に基づいて情報を分類・制限することです。特に、未成年にふさわしくない有害な内容を含むウェブサイトにはアクセスできないようにすることを指します。

○不当な差別的取り扱い

正当な理由なく、障害を理由として、サービス等の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、条件を付するなどすることを指します。例えば、障害を理由に、必要がないにもかかわらず介助者の同行を求めるなどの条件を付けたり、支障がないにもかかわらず介助者の同行を拒んだりすることは不当な差別的取扱いに当たります。

○ヘイトスピーチ

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動が、一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています。例えば、特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく一律に排除・排斥することをあおり立てるものや、特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えるとするもの、特定の国や地域の出身である人を著しく見下すような内容のものなどがあります。

マ 行

○マタニティ・ハラスメント

会社で働く女性の妊娠や出産を理由とした解雇や雇い止め、嫌悪感を与える言動などで不利益や精神的・肉体的な苦痛を与えることをいいます。「マタハラ」と略称されます。「セクハラ」「パワハラ」に並ぶ、働く女性を悩ませる3大ハラスメントの一つといわれています。

○宮若市人権子ども会

年度当初に市内全域の小中学校に通う児童生徒を対象に会員の募集を行い、地域・保護者・学校・隣保館・行政が連携して人権学習や体験学習、学力補充の学習活動などを隣保館に集まって行っています。

○メディア・リテラシー

情報を識別・評価する能力、情報を処理する能力のことで、情報が流通する媒体を使いこなす能力のことです。

○メンタルヘルスケア

メンタルヘルスは精神の健康のことで、精神（こころ）の状態が及ぼす体への影響や、職場や仕事、身体との関連性を考慮して精神（こころ）の状態を維持し、管理することです。

○モニタリング

監視すること。観察し、記録すること。インターネット上では膨大な量の情報が溢れ、様々な書き込みがなされていることから、その中に偏見や差別を助長するような表現や誹謗中傷などが流布されていないか定期的にチェックすること。不適切な内容を発見した場合は、県や人権擁護

機関等と連携してプロバイダ等に対し削除要請などの対応を取ることとしています。

ヤ 行

○ユニバーサルデザイン

年齢や障がいの有無、性別等にかかわらず、「全ての人のためのデザイン」として、できるだけ多くの人が快適に利用できるように配慮された設計や様式などのことです。バリアフリーは、障がい等によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、あらかじめ、多様な人々が利用しやすいよう生活環境をデザインする考え方です。

ラ 行

○リベンジポルノ

別れた配偶者や恋人に対する嫌がらせ行為の一種。親密であったときに撮影又は相手からもらうなどして所持していた相手の下着姿や裸などのプライベートな写真や動画を、インターネット上に公開すること。報復や仕返しを意味するリベンジと、ポルノグラフィーを組み合わせた造語。配偶者や恋人と別れた後に一方的な怒りや恨みを抱き、根拠のない雑言を触れ回ることや、相手の名誉を傷つける嫌がらせをするなどの問題行為は以前からありましたが、インターネットやスマートフォンの普及した今日では、SNSなどに不特定多数の人が閲覧できる状態で画像や動画が投稿された場合に、流出を止めることも拡散してしまったデータを完全に抹消することも難しいため、問題はますます深刻化しています。

○隣保館

地域の福祉向上や人権啓発を推進し、住民交流の拠点となるコミュニティーセンターとして市町村が設置し運営する施設。生活上の各種相談や人権問題のための各種事業を行っています。宮若市内には4館あり、サークル活動や会議、学習、研修等の会場として貸館事業も行っています。

ワ 行

○ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のことです。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指すものです。

10 人権に関する国内外の主な動き(年表)

	世界(国連)	日本
1945年 (昭和20年)	○「国際連合」設立	
1946年 (昭和21年)	○「国連人権委員会」の設置	○「日本国憲法」公布
1947年 (昭和22年)		○「教育基本法」制定 ○「学校教育法」制定 ○「労働基準法」制定 ○「児童福祉法」制定
1948年 (昭和23年)	○「世界人権宣言」採択	
1949年 (昭和24年)	○「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択	○「身体障害者福祉法」制定 ○「人権擁護委員法」制定
1950年 (昭和25年)		○「生活保護法」施行
1951年 (昭和26年)		○「児童憲章」制定
1953年 (昭和28年)	○「婦人の参政権に関する条約」採択	
1955年 (昭和30年)		○「婦人の参政権に関する条約」批准
1956年 (昭和31年)		○「国際連合」加盟
1958年 (昭和33年)		○「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」批准
1959年 (昭和34年)	○「児童の権利に関する宣言」採択	
1960年 (昭和35年)		○「知的障害者福祉法」制定 ○「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)制定 ○「同和対策審議会設置法」制定

	世界（国連）	日本
1963年 (昭和38年)		○「老人福祉法」制定
1964年 (昭和39年)		○「母子及び父子並びに寡婦福祉法」制定
1965年 (昭和40年)	○「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約) 採択	○「同和対策審議会答申」 (同和問題に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方針)
1966年 (昭和41年)	○「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(社会権規約/A規約)、 「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(自由権規約/B規約) 採択	
1969年 (昭和44年)		○「同和対策事業特別措置法」(同対法) 制定
1970年 (昭和45年)		○「心身障害者対策基本法」制定
1971年 (昭和46年)		○「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」制定
1972年 (昭和47年)		○「勤労婦人福祉法」制定
1973年 (昭和48年)	○「アパルトヘイト犯罪の抑圧及び処罰に関する国際条約」 採択	
1975年 (昭和50年)	○「障害者の権利に関する宣言」採択	
1976年 (昭和51年)	○「国連婦人の10年」開始	
1979年 (昭和54年)	○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女性差別撤廃条約) 採択	○「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(社会権規約/A規約)、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(自由権規約/B規約) 批准

	世界（国連）	日本
1980年 (昭和55年)		○「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」制定
1982年 (昭和57年)	○「国連障害者の10年宣言」採択	○「地域改善対策特別措置法」（地対法）制定 ○「障害者対策に関する長期行動計画」策定
1984年 (昭和59年)	○「拷問及び他の残虐な、非人道的又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」採択	○地域改善対策協議会意見具申「今後における啓発活動のあり方について」
1985年 (昭和60年)	○「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」採択	○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）批准 ○「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」（男女雇用機会均等法）制定（※「勤労婦人福祉法」の改正）
1986年 (昭和61年)		○「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」制定（※「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」の改正）
1987年 (昭和62年)		○「地域改善対策特別事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）制定
1989年 (平成元年)	○「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）採択	○「高齢者保健福祉推進10ヶ年戦略」（ゴールドプラン）策定 ○「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」（エイズ予防法）制定
1991年 (平成3年)	○「高齢者のための国連原則」採択	
1993年 (平成5年)	○国連人権高等弁務官の新設	○「障害者基本法」制定（※「心身障害者対策基本法」の改正）
1994年 (平成6年)	○「人権教育のための国連10年宣言」採択	○「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）批准 ○「新高齢者保健福祉推進10ヶ年戦略」（新ゴールドプラン）策定

	世界（国連）	日本
1995年 （平成7年）	○「人権教育のための国連10年」 開始	○「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する 国際条約」（人種差別撤廃条約）批准 ○「高齢社会対策基本法」制定 ○「障害者プラン」策定
1996年 （平成8年）		○「人権擁護施策推進法」制定 ○「らい予防法の廃止に関する法律」制定 ○「同和問題の早期解決に向けた今後の方 策の基本的なあり方について」地域改善 対策協議会意見具申
1997年 （平成9年）		○「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統 等に関する知識の普及及び啓発に関す る法律」（アイヌ文化振興法）制定 ○『「人権教育のための国連10年」に関す る国内行動計画」策定 ○「雇用の分野における男女の均等な機会 及び待遇の確保等女性労働者の福祉の 増進に関する法律」制定（※「雇用の分 野における男女の均等な機会及び待遇 の確保等女子労働者の福祉の増進に関 する法律」の改正）
1998年 （平成10年）		○「感染症の予防及び感染症の患者 に対する医療に関する法律」制定
1999年 （平成11年）		○「男女共同参画社会基本法」制定 ○「雇用の分野における男女の均等な機会 及び待遇の確保等に関する法律」制定 （※「雇用の分野における男女の均等な 機会及び待遇の確保等女性労働者の福 祉の増進に関する法律」の改正） ○「児童買春、児童ポルノに係る行為等 の処罰及び児童の保護等に関する法律」 （児童買春・児童ポルノ禁止法）制定 ○「不正アクセス行為の禁止等に関する法 律」制定

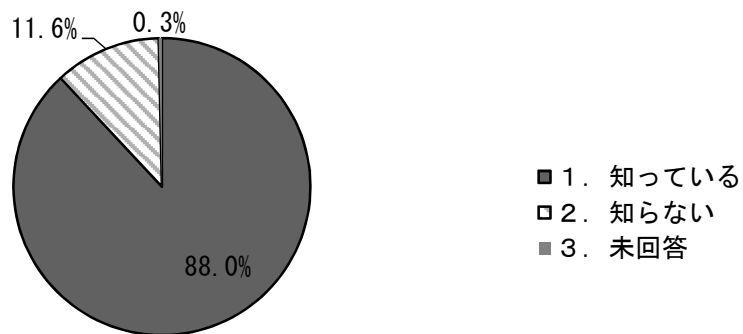
	世界（国連）	日本
2000年 (平成12年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「犯罪被害者の権利利益の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」（犯罪被害者保護法）制定 ○「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）制定 ○「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）制定 ○「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育・啓発推進法）制定 ○「男女共同参画基本計画」策定
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」制定 ○「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）制定 ○「高齢者の居住の安定確保等に関する法律」制定 ○「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者の情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）制定
2002年 (平成14年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 ○「新子どもプラン」策定 ○「障害者基本計画」策定 ○「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」制定 ○「北朝鮮によって拉致された被害者等の支援に関する法律」制定
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「個人情報の保護に関する法律」制定 ○「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（出会い系サイト規制法）制定 ○「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」制定

	世界（国連）	日本
2004年 (平成16年)	○「人権教育のための世界計画」採択	○「人権教育の指導方法等の在り方について」第一次とりまとめ ○「発達障害者支援法」制定 ○「犯罪被害者等基本法」制定
2005年 (平成17年)		○「障害者自立支援法」制定 ○「高齢者虐待の防止、高齢者養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）制定 ○「犯罪被害者等基本計画」策定
2006年 (平成18年)	○「人権理事会」設立決議を採択 ○「障害者の権利に関する条約」採択	○「人権教育の指導方法等の在り方について」第二次とりまとめ ○「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」制定 ○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）制定 ○「自殺対策基本法」制定
2007年 (平成19年)	○「先住民族の権利に関する国連宣言」採択	○「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」制定
2008年 (平成20年)	○国連人権理事会における「ハンセン病差別撤廃決議」採択	○「人権教育の指導方法等の在り方について」第三次とりまとめ ○「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議」衆参両院採択 ○「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」制定 ○「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）制定
2009年 (平成21年)		○「子ども・若者育成支援推進法」制定
2010年 (平成22年)	○国連総会における「ハンセン病差別撤廃決議」採択	

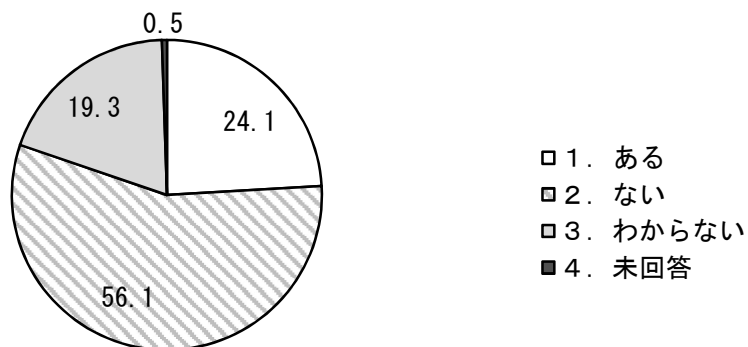
	世界（国連）	日本
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関」設置 ○「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更 ○「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）制定
2012年 (平成24年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）制定（※「障害者自立支援法」の改正）
2013年 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「生活困窮者自立支援法」制定 ○「いじめ防止対策推進法」制定 ○「子どもの貧困対策の推進に関する法律」制定 ○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）制定
2014年 (平成26年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者の権利に関する条約」批准 ○「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ防止法）制定
2015年 (平成27年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）制定 ○「子ども・子育て支援新制度」開始
2016年 (平成28年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）制定 ○「部落差別の解消の推進に関する法律」制定
2019年 (令和元年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「アイヌ民族の誇りが尊重される社会を施策の推進に関する法律」（アイヌ新法）制定
2020年 (令和2年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「改正労働施策総合推進法」（パワハラ防止法）制定

11 「宮若市人権に関する市民意識調査」

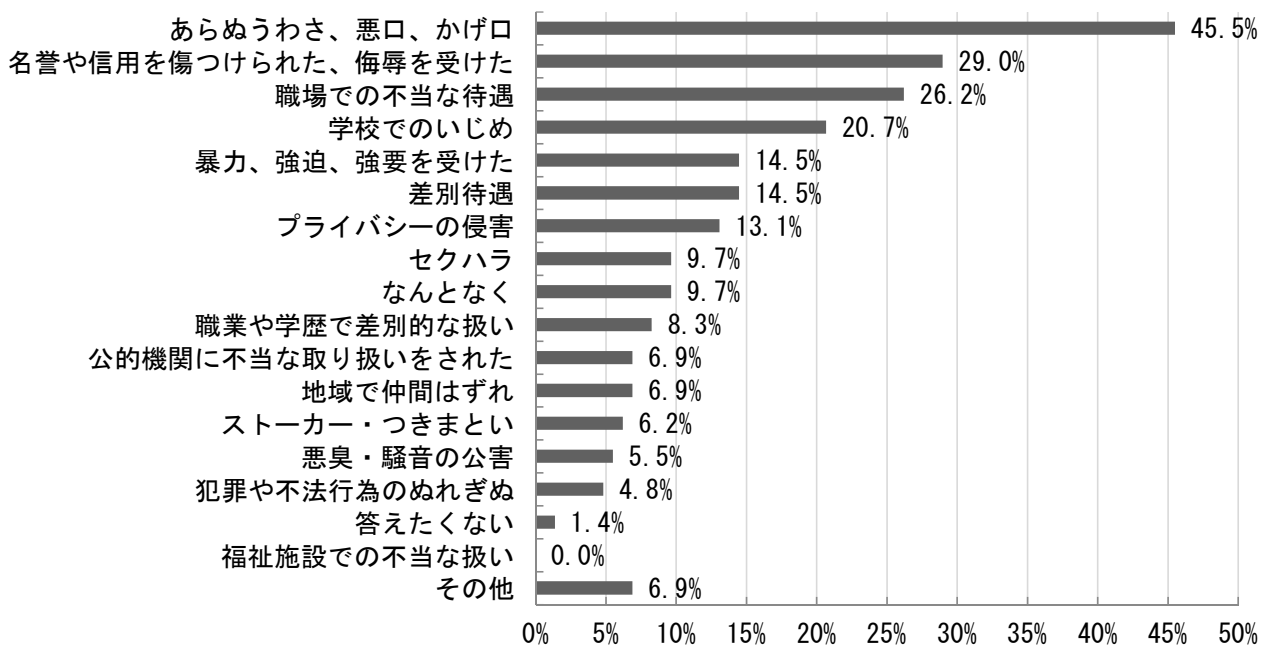
問1 基本的人権は憲法で保障されていることを知っていますか。



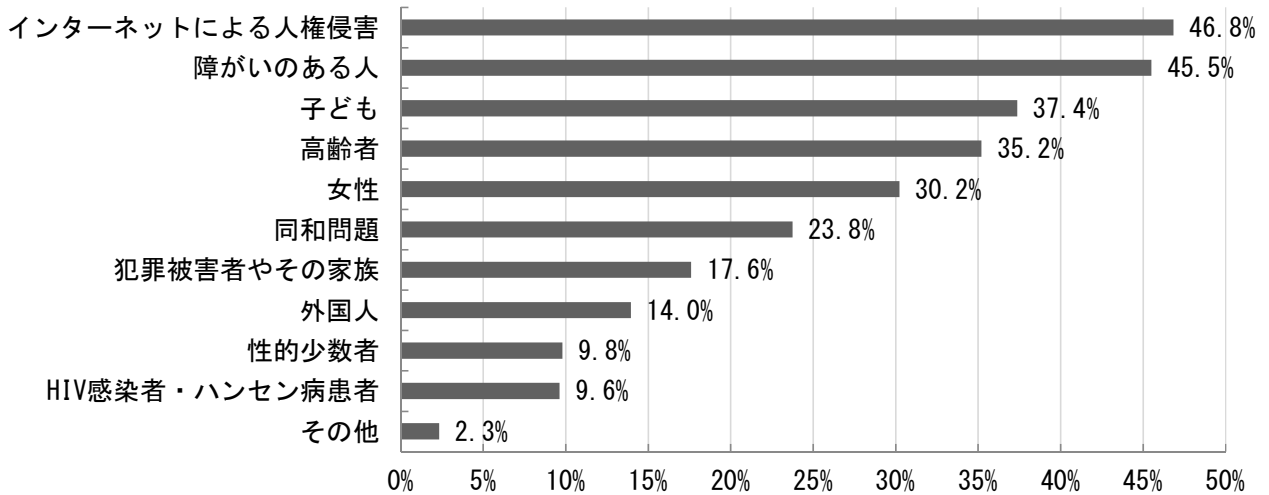
問2 今までに自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。



問3 問2で『ある』と答えた方。それはどのような場合ですか。

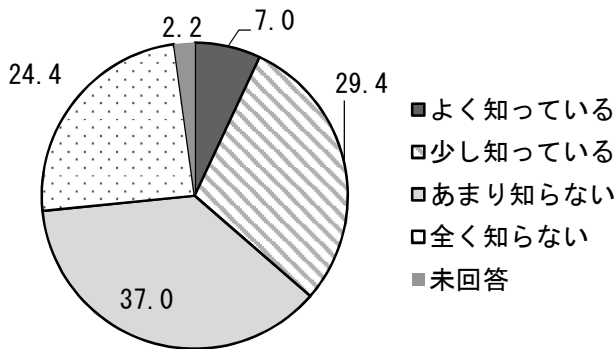


問4 さまざまな人権問題について、関心のあるものはどれですか。

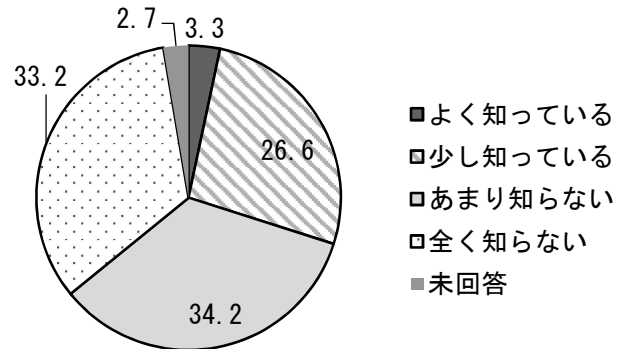


問5 以下の法律や条例についてどの程度知っていますか。

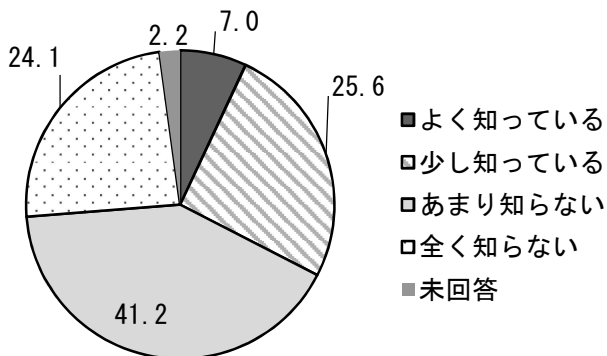
1 部落差別解消推進法



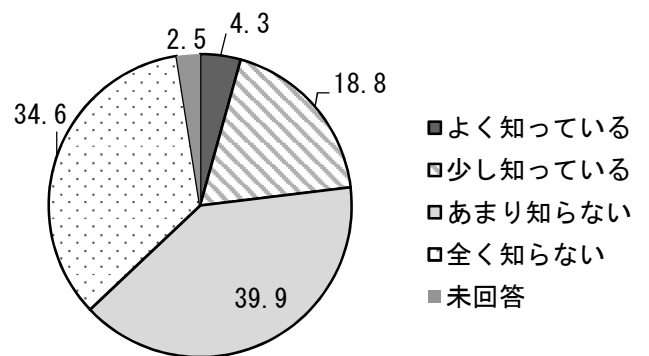
2 ヘイトスピーチ解消法



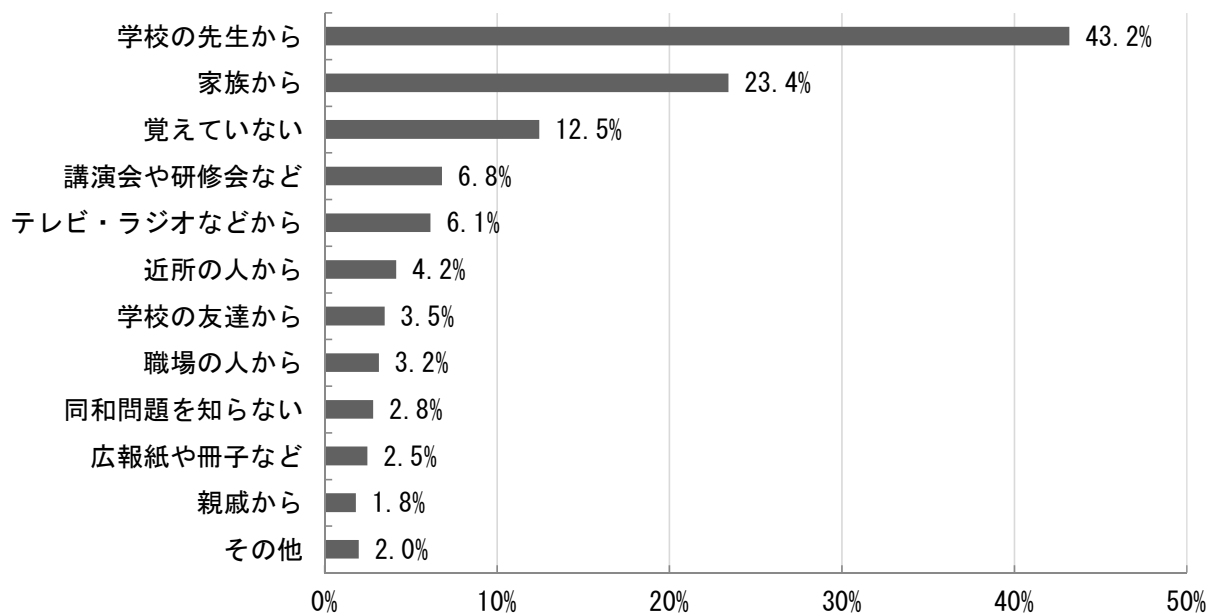
3 障害者差別解消法



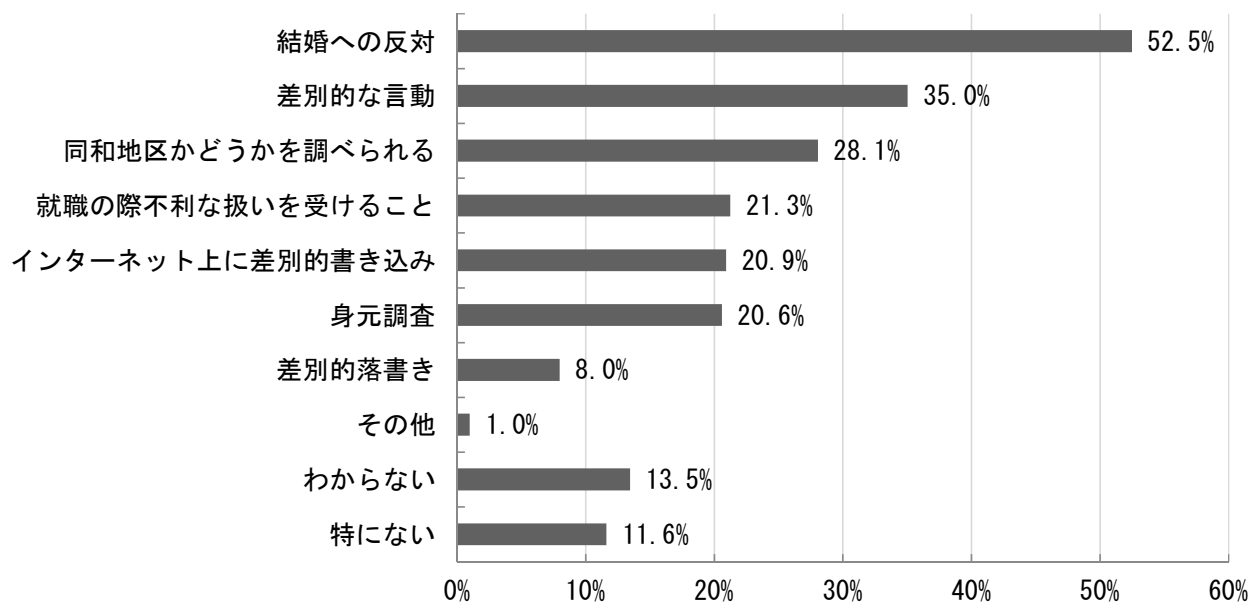
4 福岡県部落差別解消推進条例



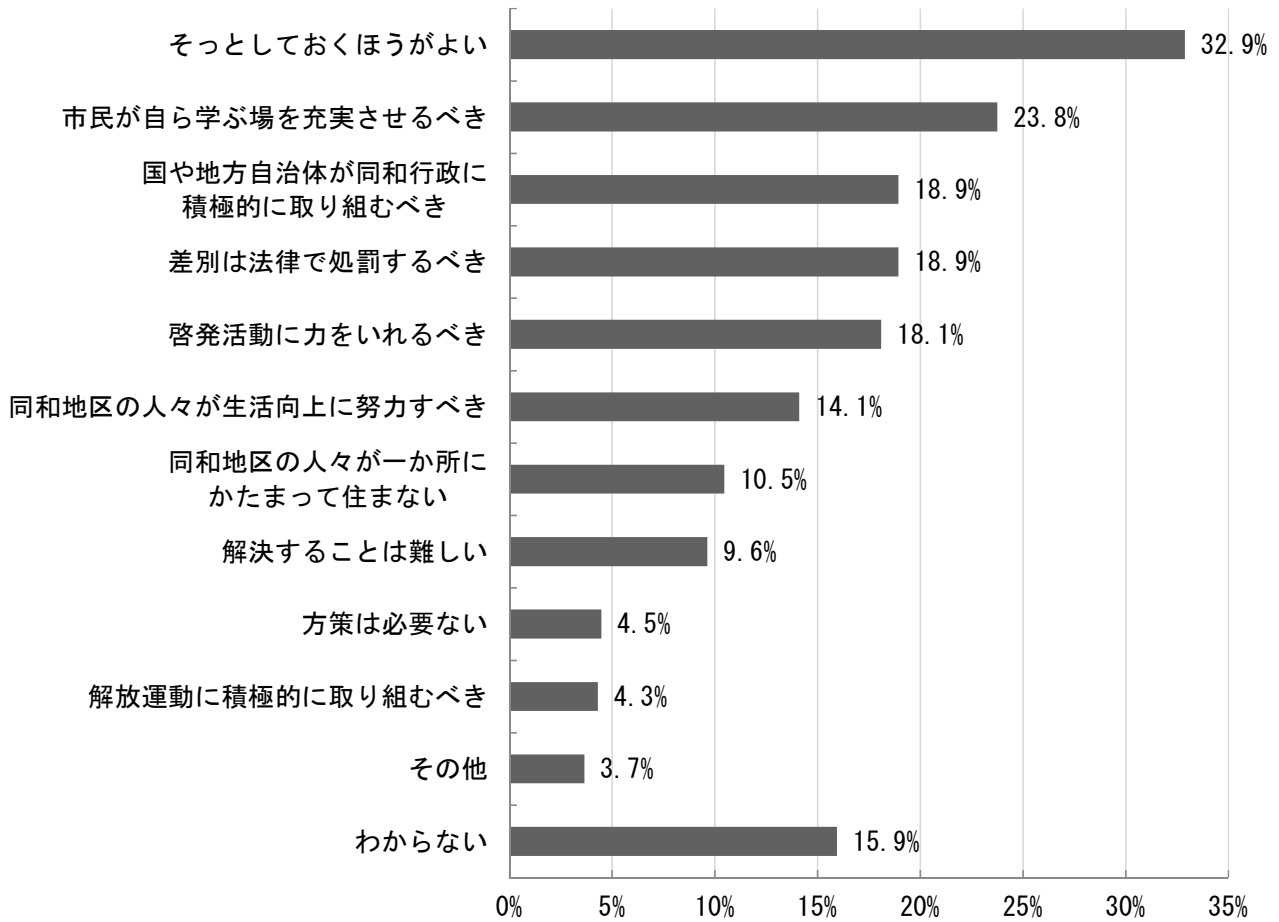
問6 同和問題について、初めて知ったきっかけは何からですか。



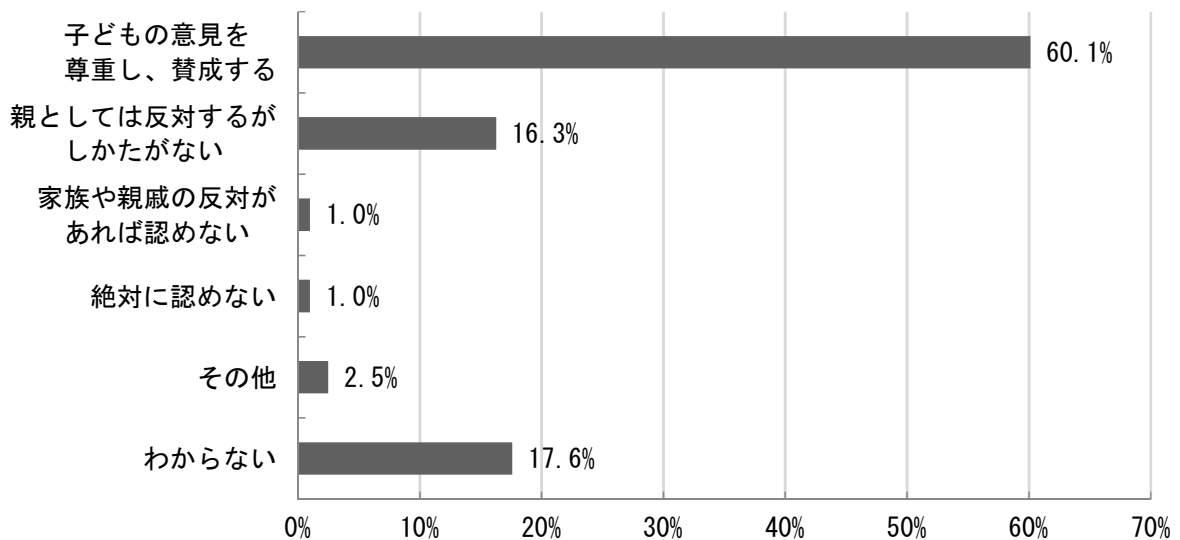
問7 同和問題に関して、どのような人権問題が起きていると思いますか。



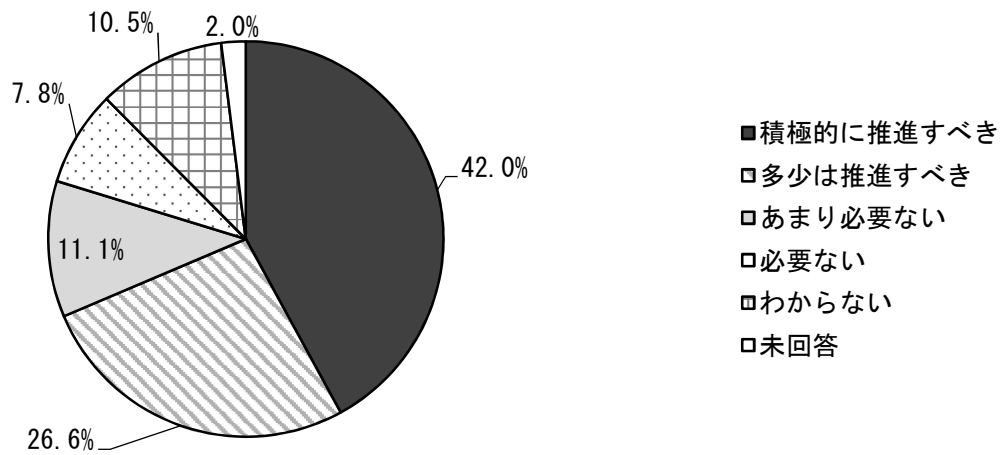
問8 同和問題を解決するために、どのような方策が望ましいと思いますか。



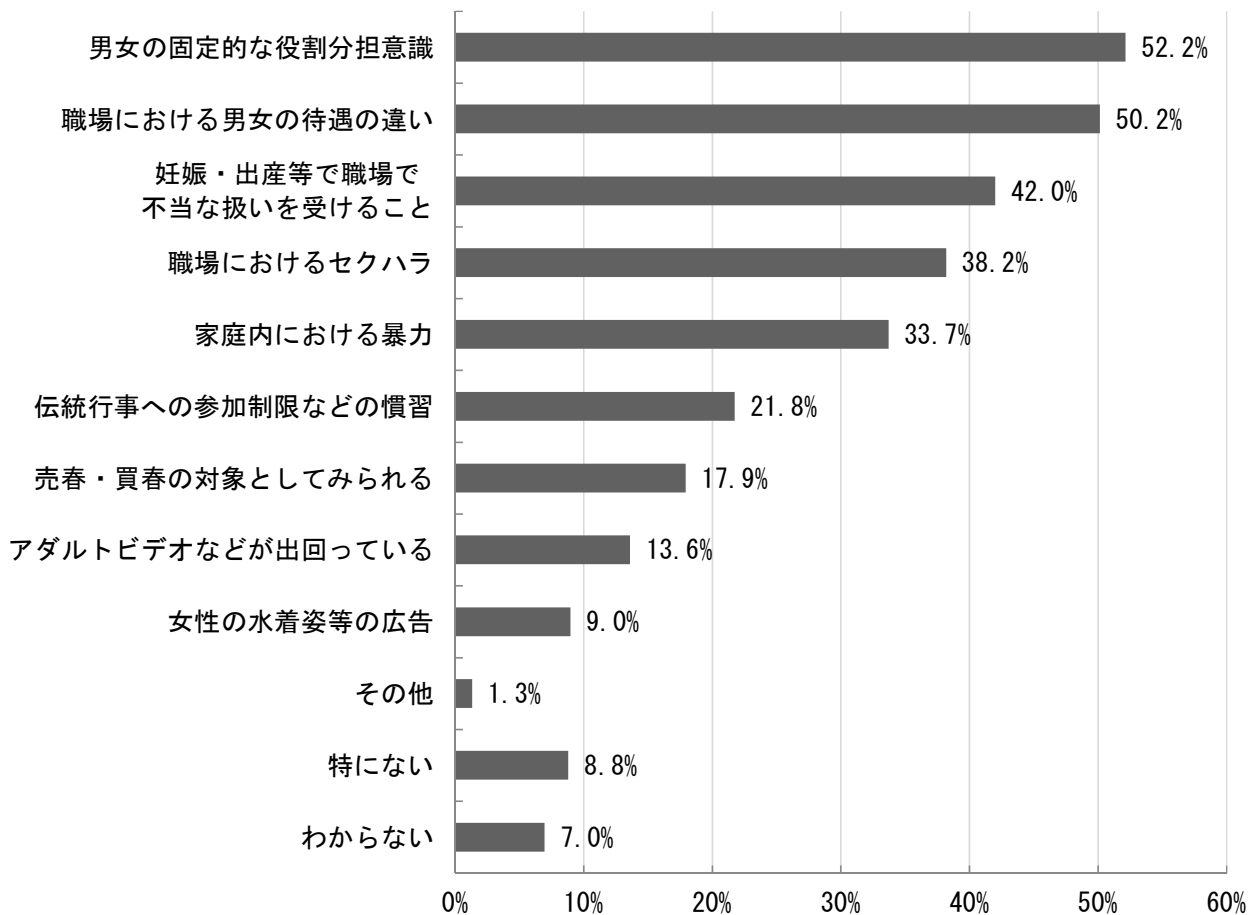
問9 お子さんの結婚相手が同和地区出身者だと分かった場合どうしますか。



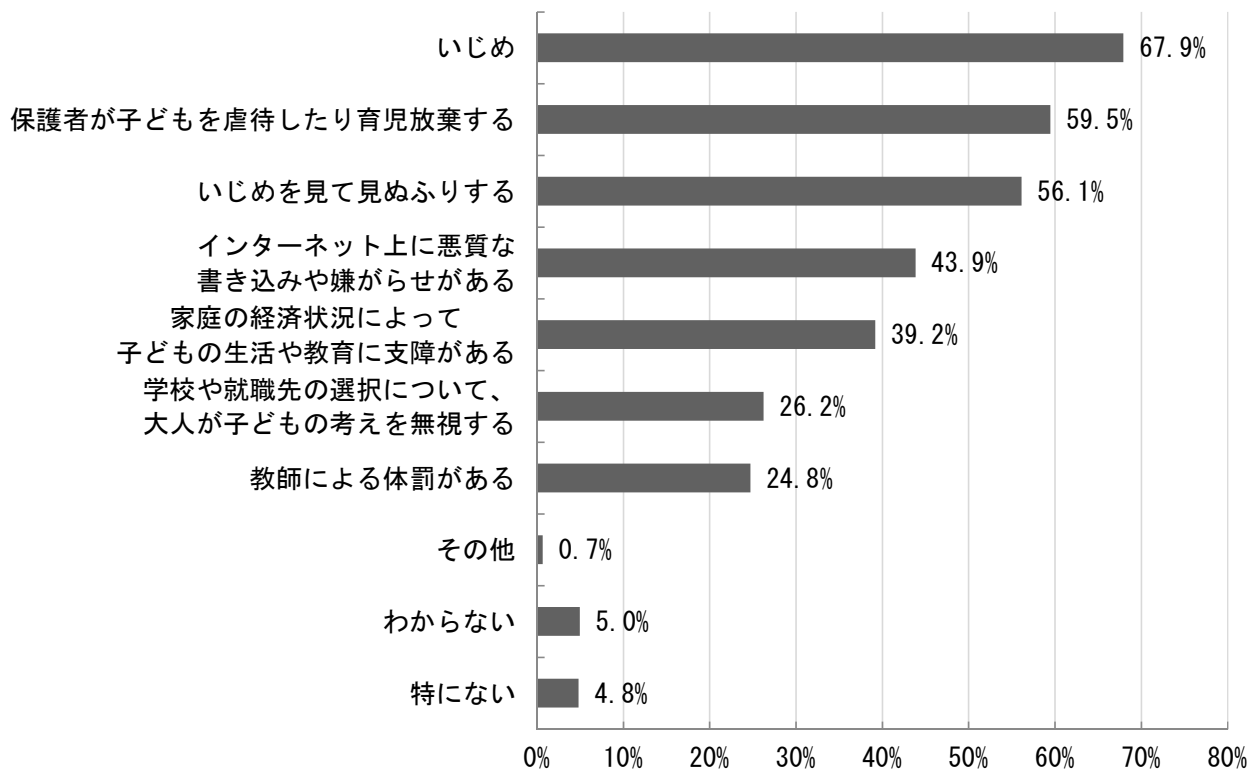
問10 学校で人権教育を推進することについてどう思いますか。



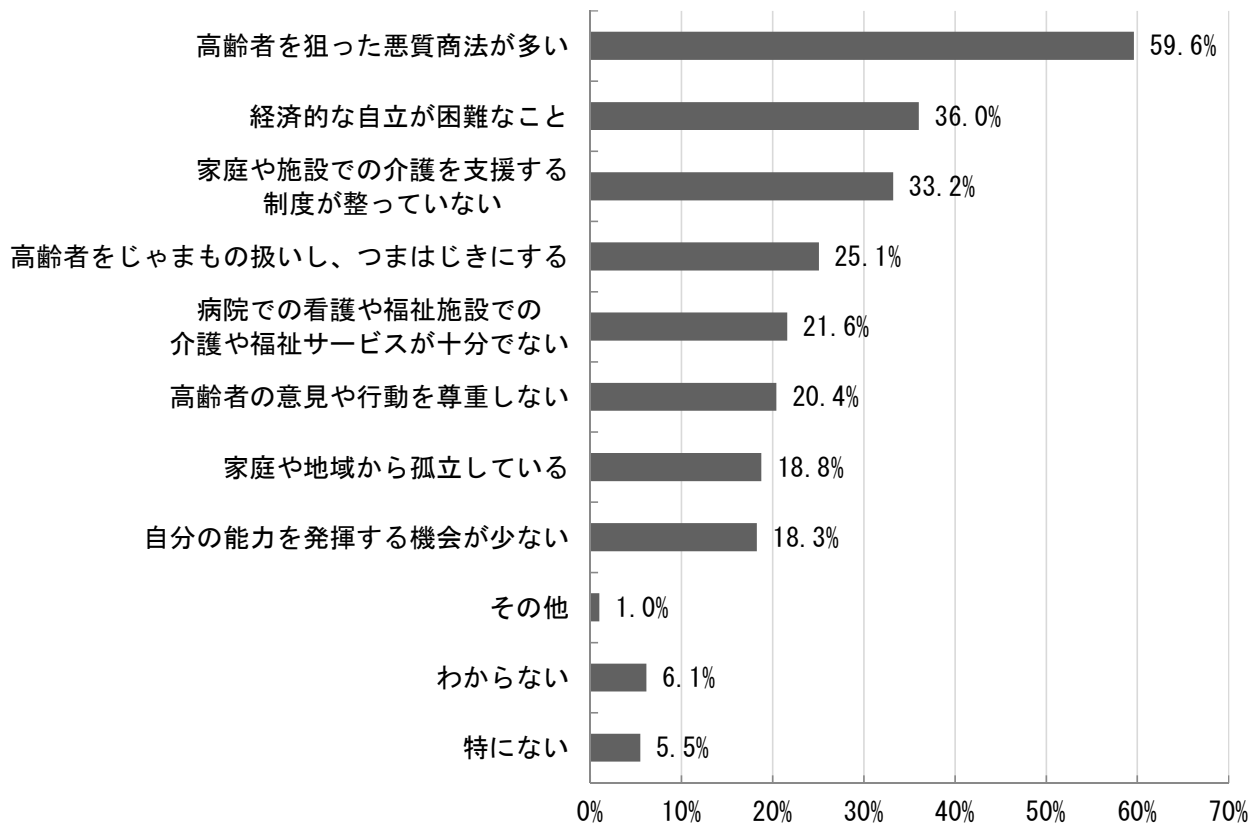
問11 女性に関して、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。



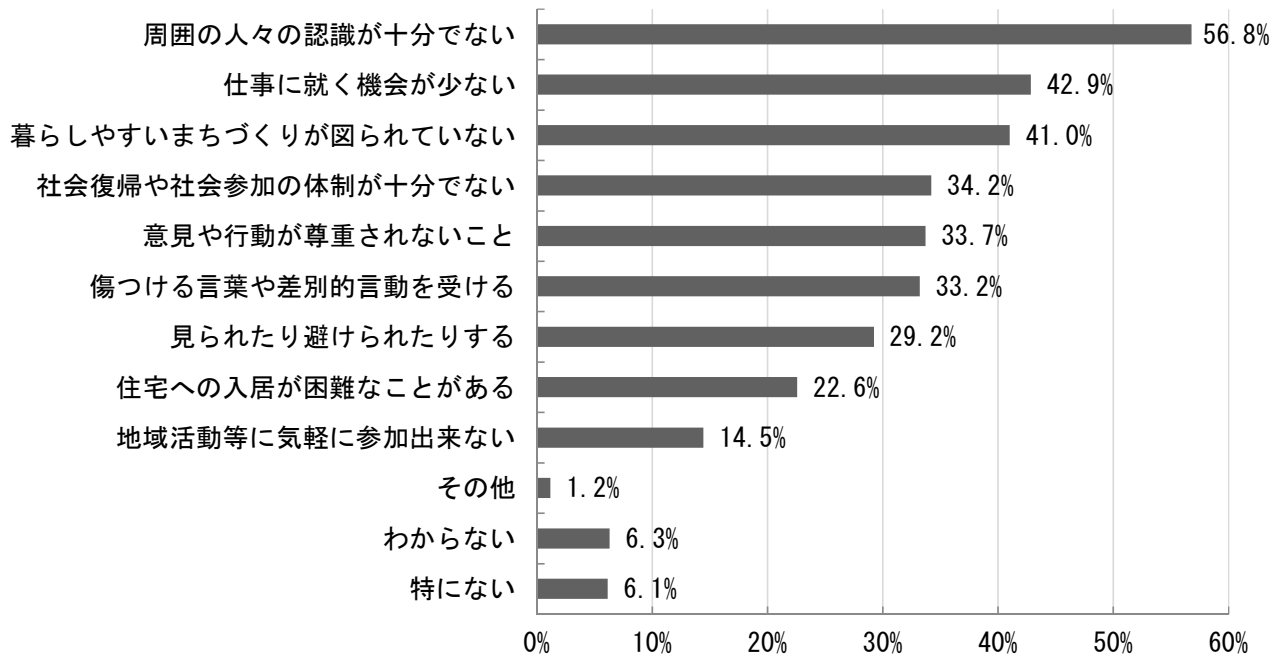
問 12 子どもに関して、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。



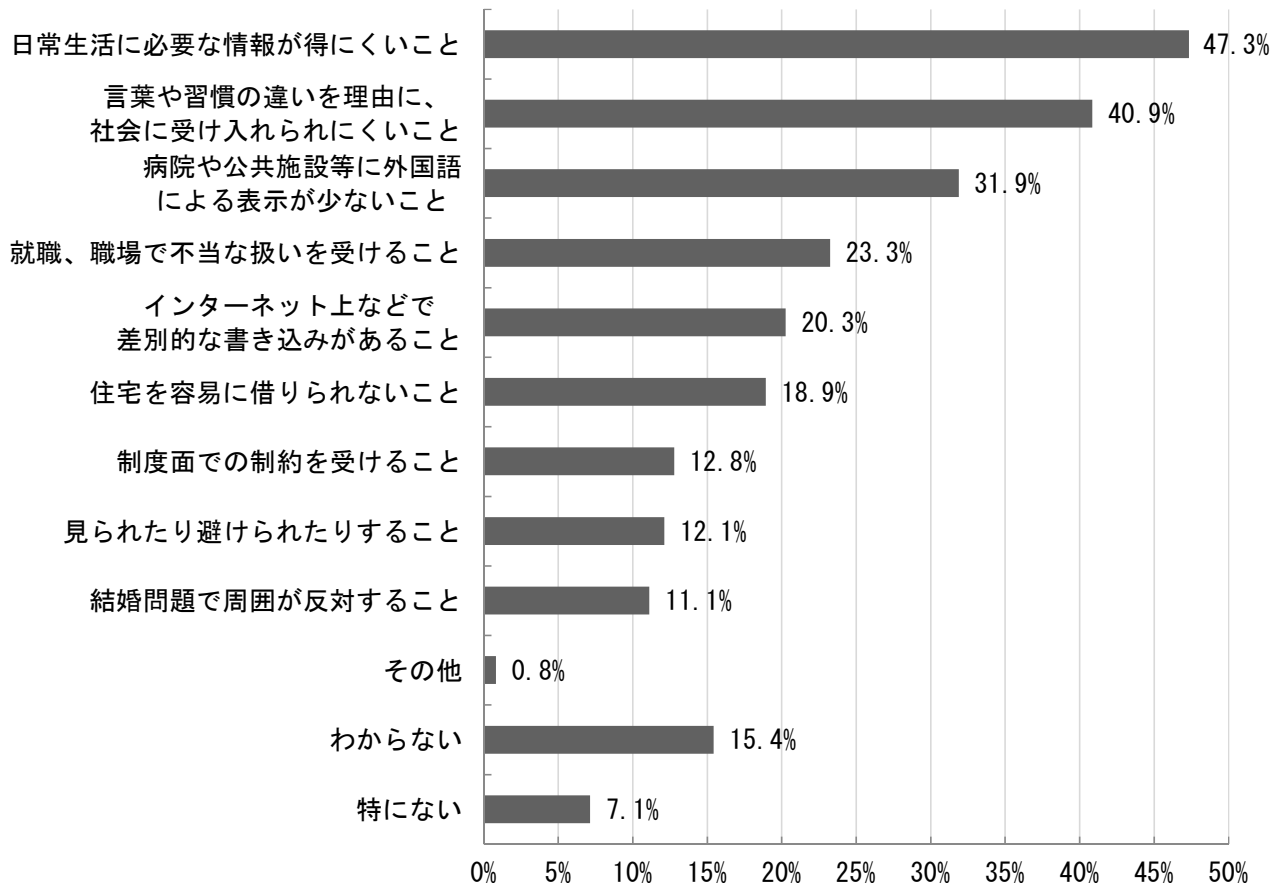
問 13 高齢者に関して、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。



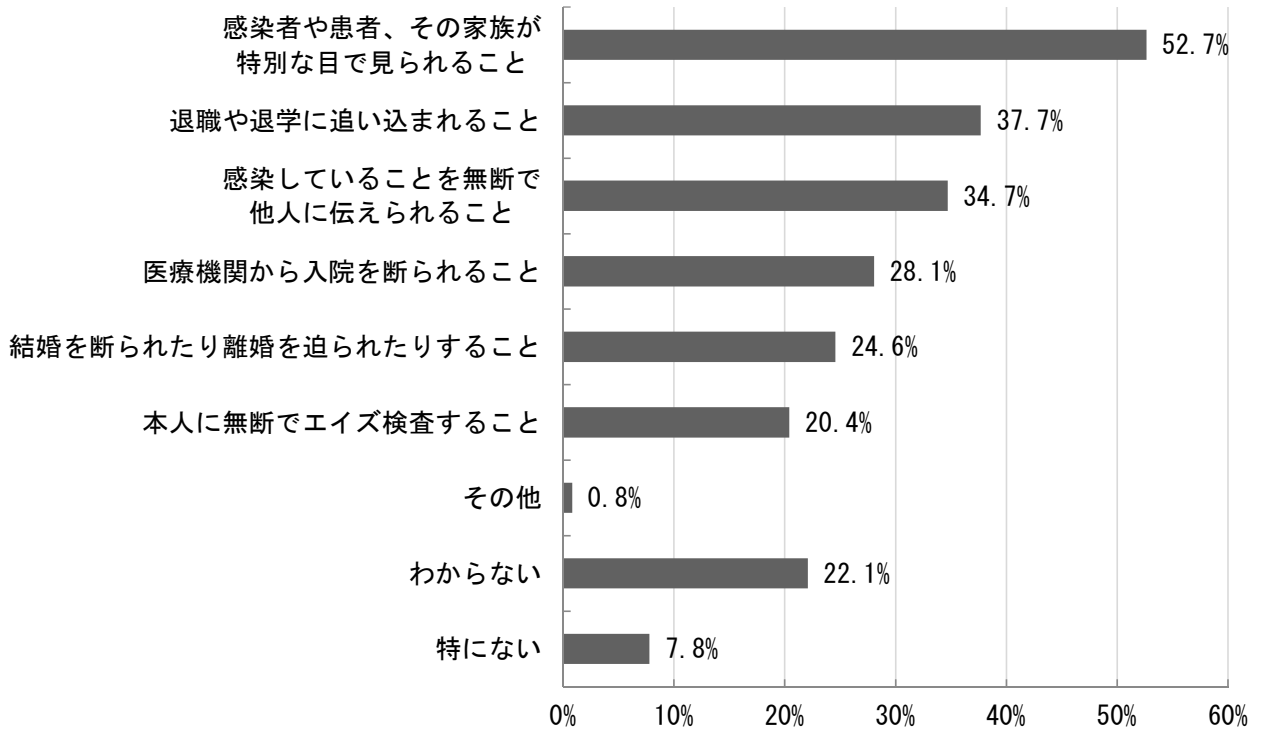
問 14 障がいのある人に関して、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。



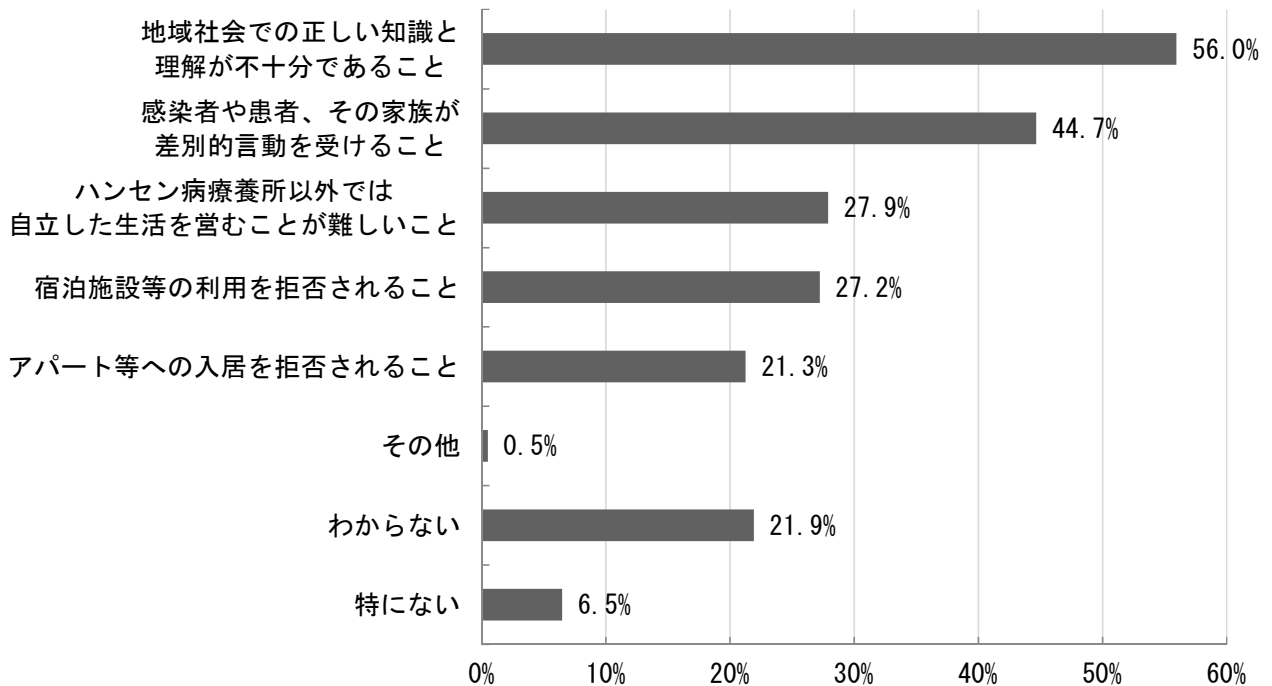
問 15 外国人に関して、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。



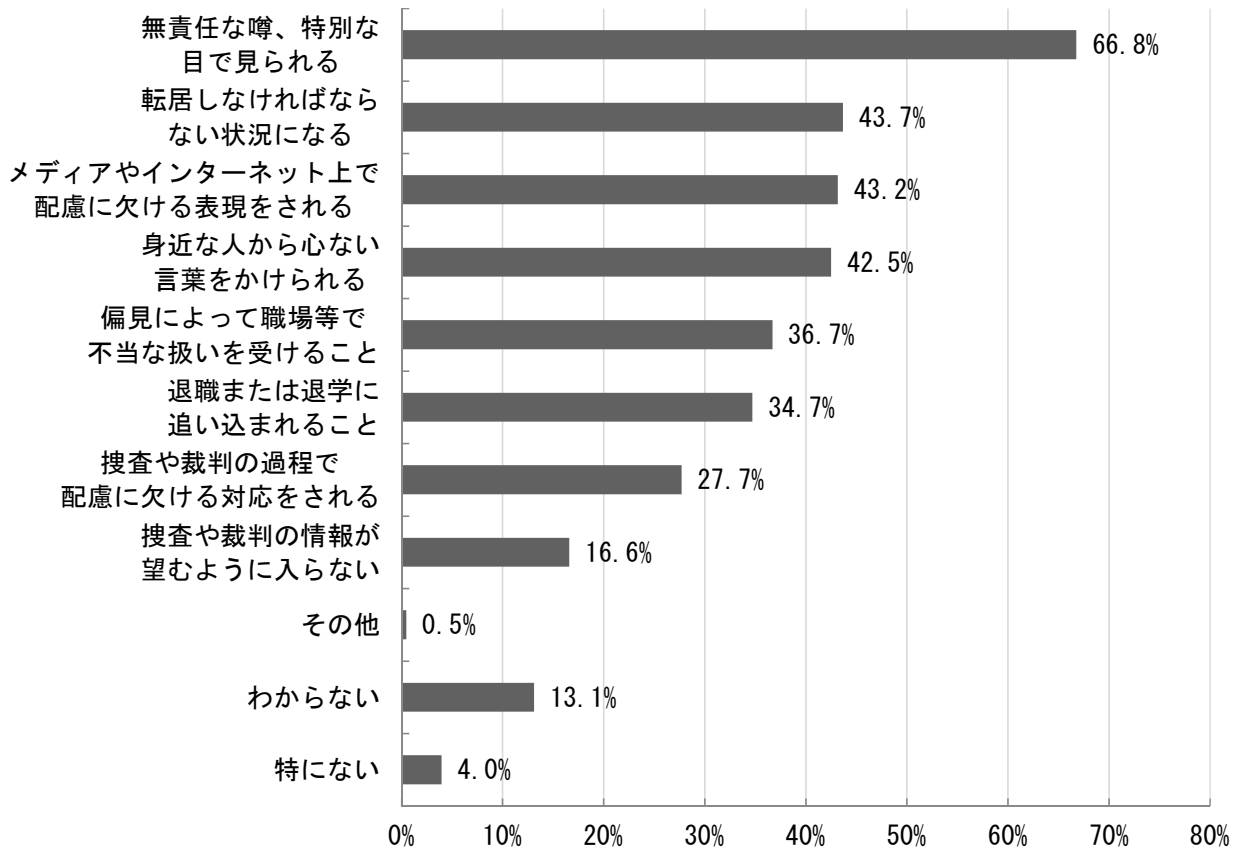
問 16 HIV 感染者やその家族等に関して、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。



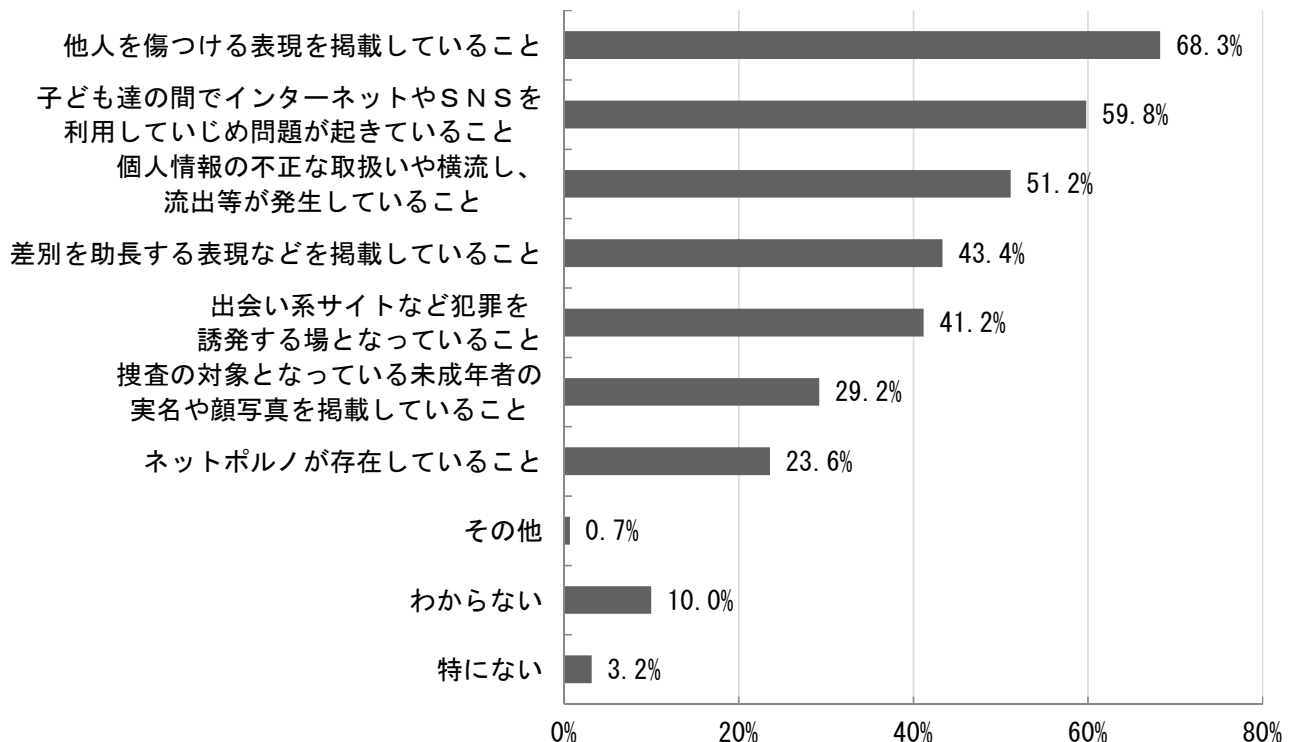
問 17 ハンセン病患者等について、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。



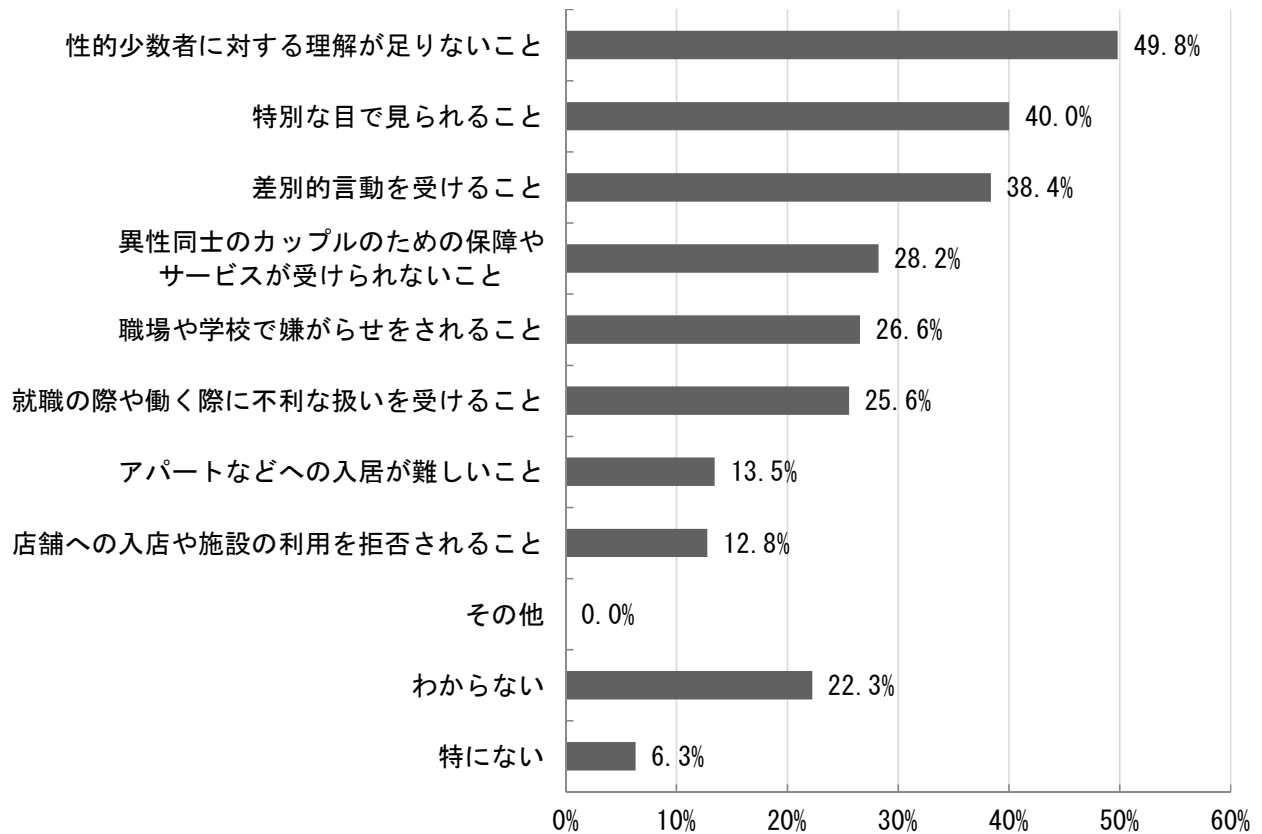
問 18 犯罪被害者等やその家族に関して、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。



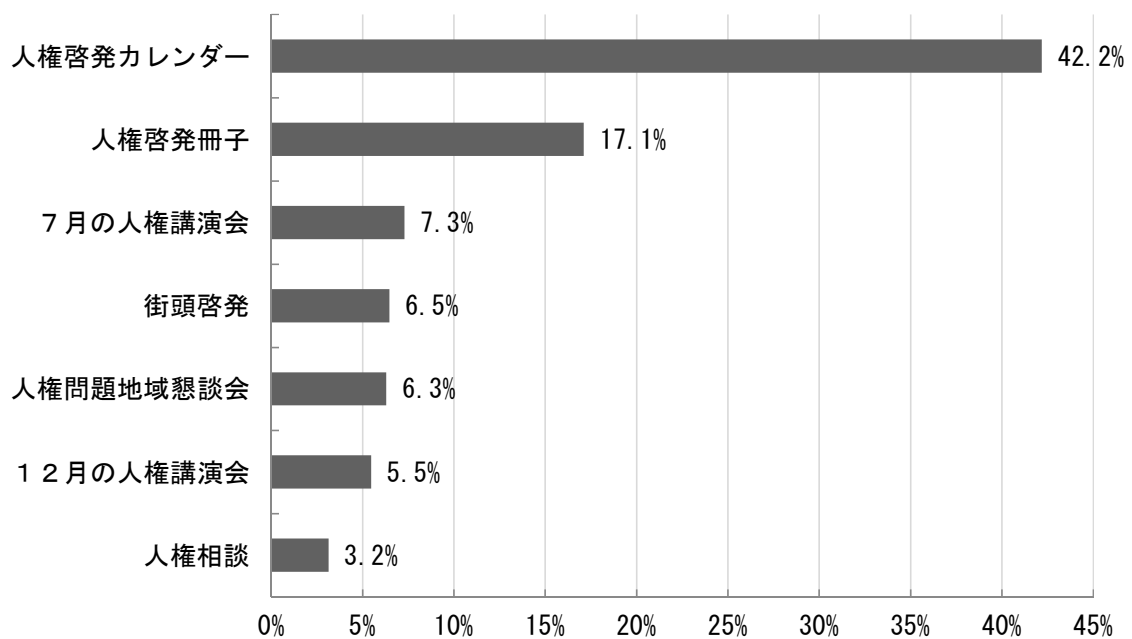
問 19 インターネットに関して、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。



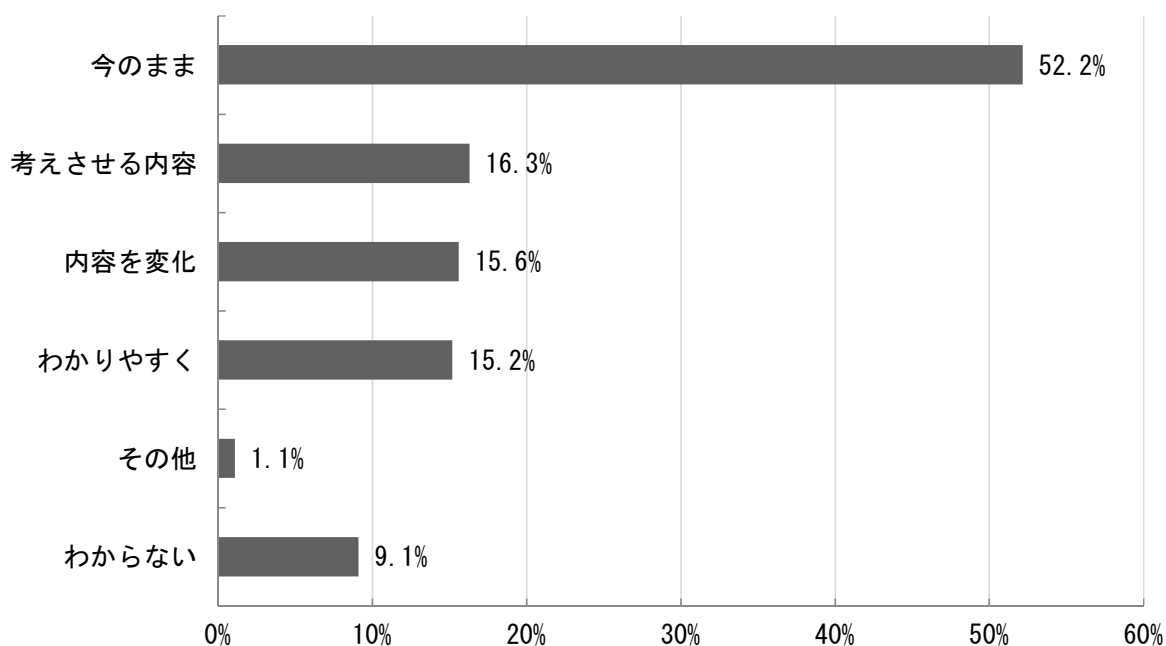
問 20 性的少数者に関して、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。



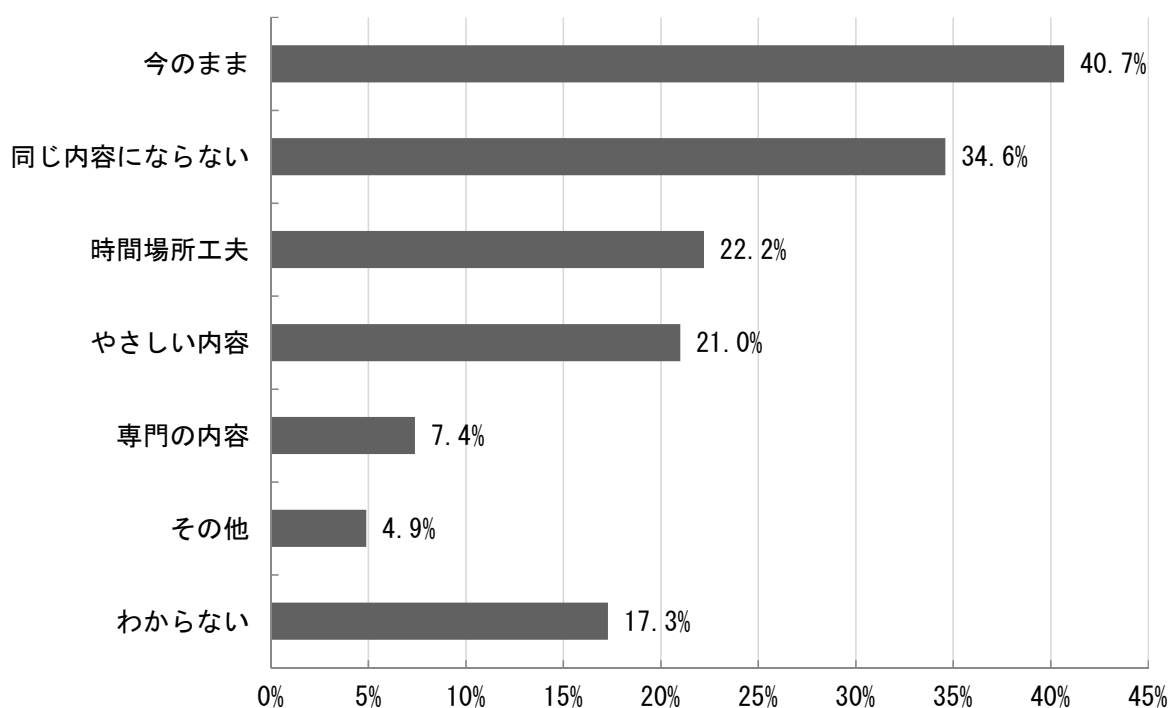
問 21 宮若市の行っている教育や啓発活動について、これらを見たり読んだり参加したりしたことがありますか。



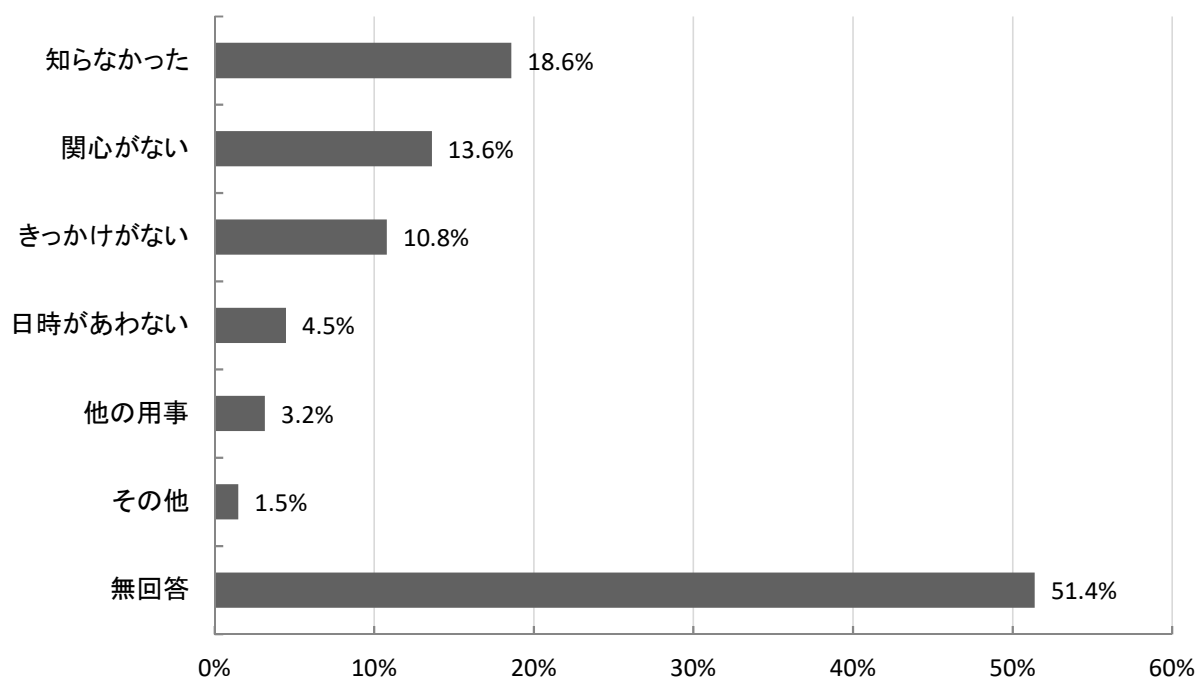
問 22 『問 21』に関して、啓発冊子やカレンダーは、今後どのような内容にすればよいと思いますか。



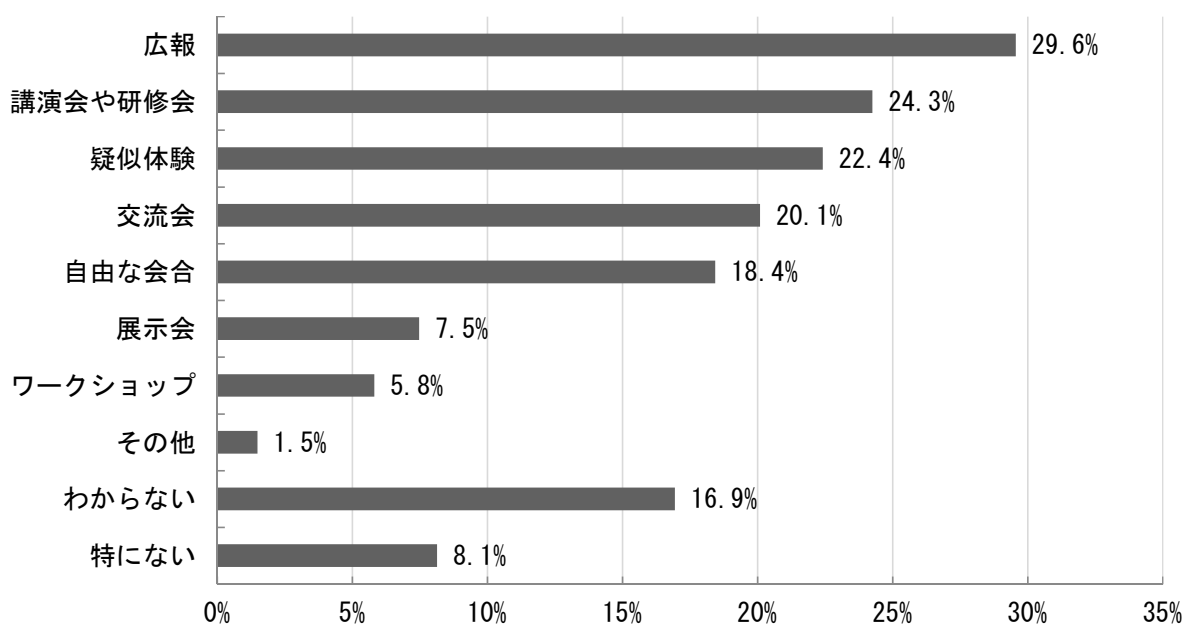
問 23 『問 21』に関して、講演会や地域懇談会は、今後どのような内容にすればよいと思いますか。



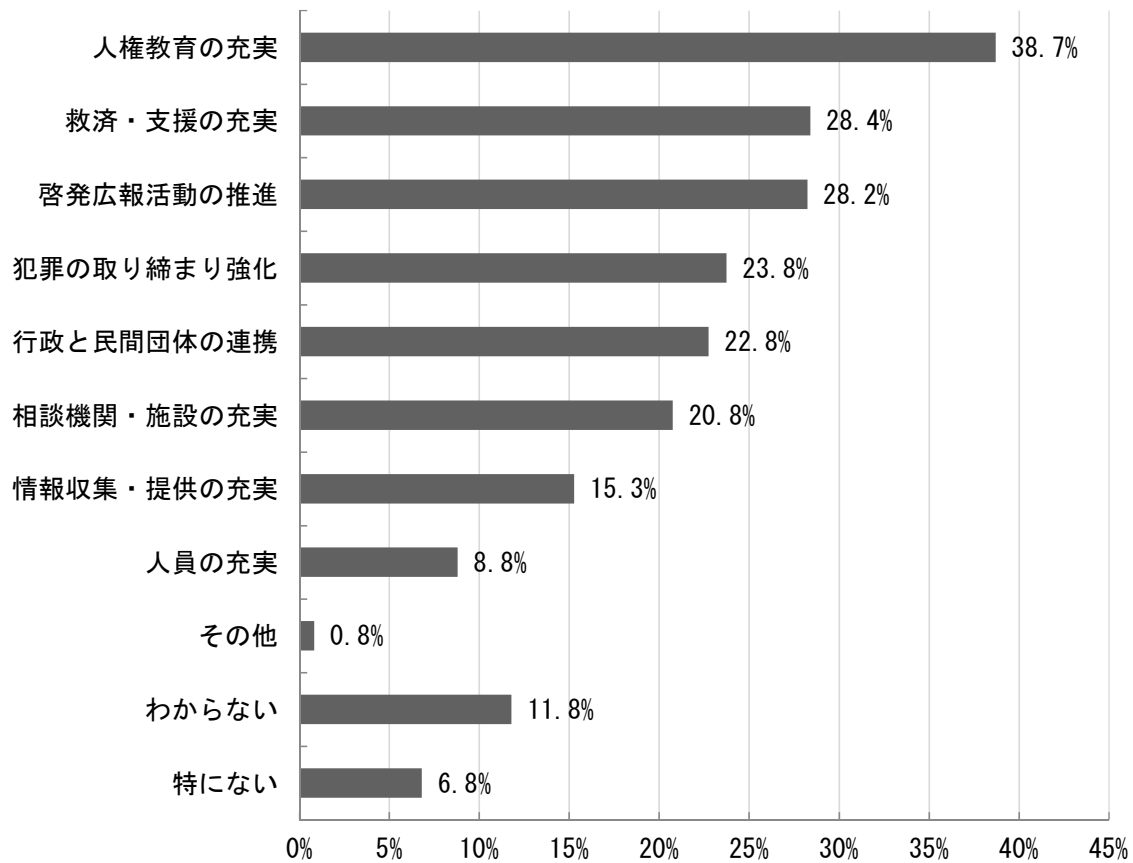
問 24 『問 21』に関して、どのような理由で講演会や地域懇談会に印をつけなかったのですか。



問 25 人権啓発を推進するために、どのような啓発広報活動などが効果的だと思いますか。



問 26 人権課題解決に向けて、どのようなことに力を入れていけばよいと思いますか。



第2次宮若市人権教育・啓発基本計画

令和4年1月

発行

宮若市・宮若市教育委員会

〒823-0011 宮若市宮田29番地1

電話 0949-32-0510(代表)

FAX 0949-32-9430

<http://www.city.miyawaka.lg.jp/>